

令和5年5月22日

保護者様

学校長

新型コロナウイルス及びインフルエンザによる出席停止の手続きの変更について

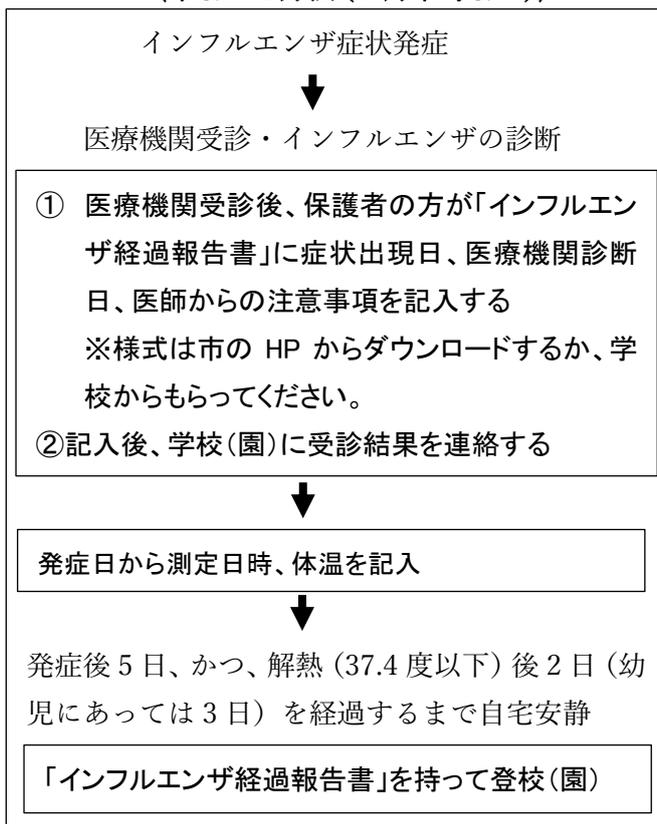
新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日付けで感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上、5類感染症に位置づけられることを受けて、学校保健安全法施行規則における第2種感染症に位置付けが変更されたため、令和5年5月中旬から市内の幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校では、新型コロナウイルス及びインフルエンザによる出席停止の手続きが変更されます。

主な変更点は、「インフルエンザ経過報告書」が廃止になり、「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」の様式になります。(下記参照)

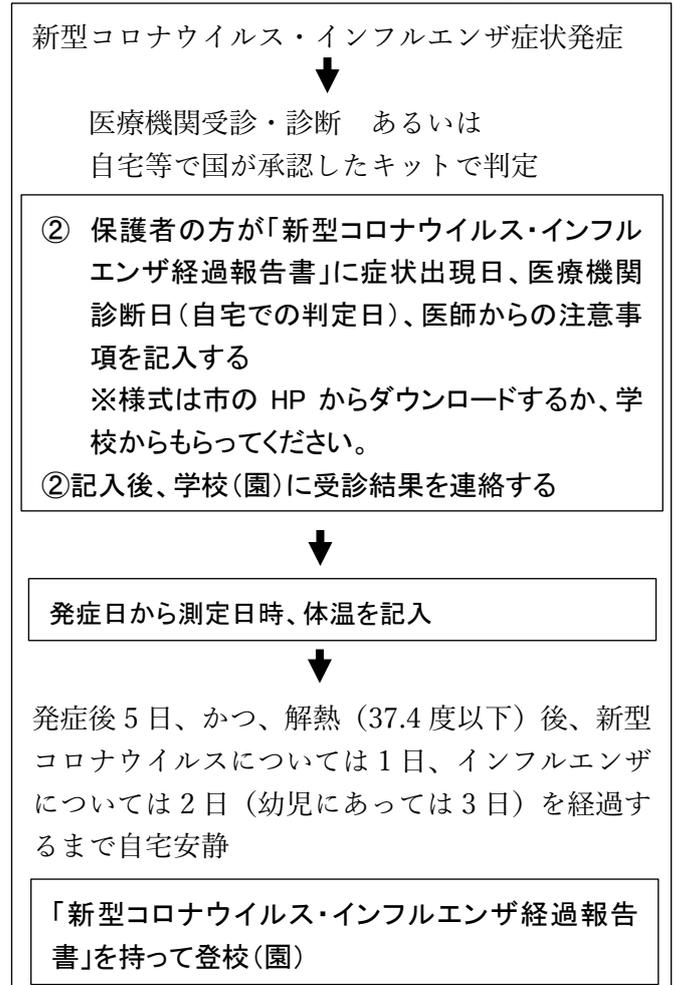
なお、その他の感染症で出席を停止する場合は、従来どおりの対応となります。

記

〈今までの方法(5月中旬まで)〉



〈新たな方法(5月中旬から)〉



※掛川市内・菊川市内・御前崎市内の医療機関は同じ対応となります。不明な点は各学校(園)へお問い合わせください。

担当：養護教諭(宮内)
電話：48-2049